

家庭用・業務用生ごみ処理機器の購入費を補助します

●家庭用生ごみ処理機器

生ごみの減量化を進めるため、家庭用生ごみ処理機器の購入費補助を行います。応募は、次の①～③のうち同一年度内に一点のみです。先着順で補助を行い、定数になりしだい受け付けを終了します。

*今年度から、この購入費の補助は、すべて申請後に各自で機器を購入する方法に変わりました。

①コンポスト容器（生ごみ処理容器） 〓二百基

補助額：購入金額の二分の一の額（限度額三千円）

②EM容器（室内用バケツ型容器） 〓五十基

補助額：購入金額の二分の一の額（限度額二千円）

*EM容器は、微生物を含み発酵資材（ぼかし）を利用します。ふたの開閉時に多少のにおいがあり、処理した生ごみを土に埋めるなどの作業が必要ですが、

*容器のみが対象となり、ぼかしは対象外となります。

③電気式生ごみ処理機 〓百八十基

補助額：購入金額の二分の一の額（限度額二万円）

*下水管および浄化槽などに接続するディスプレイは、補助対象ではありません。

対象

市内在住で、機器を常に良好な状態で維持管理できる方。

申請できる基數

コンポスト容器およびEM容器 一世帯二基まで。

*すでに①②の二基分の補助を受けている方は、種類が異なっても申請できません。また、過去五年間に③の補助を受けた方は申請できません。

電気式生ごみ処理機

一世帯一基。

市民大学ふるさとカレッジ

エコ・リフォーム講座

北公民館・TEL222-1400

物を、自然を大切に、地球環境に配慮して……。各自で用意した材料を、リフォームしてみましょう。

5月17日(水)	不要になったネクタイから作る	ポシェット
31日(水)	同上	きんちやく
6月14日(水)	同上	ポーチ2種
28日(水)	同上	メガネケース
7月12日(水)	同上	ティッシュケース
26日(水)	不要になった衣類等を草木染めでよみがえらせよう	(精練・豆汁処理)
8月9日(水)	同上	(染色1回目)
23日(水)	同上	(染色2回目)
9月27日(水)	同上	(染色3回目)
10月11日(水)	同上	(染色4回目)

時間…午後1時30分～3時30分ほか 対象…市内在住・在勤の成人 定員…20人（抽せん） 経費…1,000円 申し込み…往復ハガキに講座名・住所・氏名・電話番号を明記し、5月10日(水)（必着）までに、〒350-0851氷川町107・北公民館

*過去五年間に①②の補助を受けた方は、申請できません。
申し込み
5月1日(月)、午前8時30分から環境業務課（本庁舎五階）で申請（要印鑑）。

●業務用生ごみ処理機

市では、事業系一般廃棄物（生ごみ）についても減量を図るため、平成十四年度から、業務用生ごみ処理機の購入費補助を実施しています。

対象となるのは、市内で発生する事業系一般廃棄物（生ごみ）の処理機です。
*この購入費の補助は、今年度で終了します。

応募条件

市税を滞納していない、市内の事業所または市内で事業活動を営む団体

補助件数

一件

補助額

機器費の三分の一以内の金額（上限百万円）

*業務用生ごみ処理機の機器費のみが対象。設置工事費は対象外です。ただし、他の機関からの補助金がある場合、補助対象額からその補助金分を控除します。

申し込み…五月一日(月)から、

先着順

申請に際しての注意点

補助を受けるには、処理機の型や処理後のたい肥の利用方法など、いくつかの条件があります。条件を満たしているかを環境業務課で確認したうえで、申請してください。
問い合わせ：環境業務課減量リサイクル推進係・TEL内線 2636

建築協定制度を「存じですか」

建築基準法では、建築に関する最低限の基準を定めています。しかし、建物の高層化などにより、日照・通風・騒音・プライバシーの侵害などの問題が起こる可能性があります。

建築協定制度は、このような問題を未然に防ぐため、建築物の形態や用途などに関する協定を結ぶものです。住民の要望や地域の特色を生かし、土地所有者など全員の合意により協定を結びます。その後、市長の許可を得て自動的にルールを守っていく制度です。

問い合わせ：建築指導課管理係・TEL内線3241

光化学スモッグにご注意ください

五月から九月にかけて、日ざしが強く、南から風が吹く日は、光化学スモッグが発生しやすいくなります。

光化学スモッグは、自動車の排気ガスや工場のばい煙などに含まれる窒素酸化物や炭化水素が、太陽光を受けて光化学反応を起こし発生します。症状には、目やのどの痛み・吐き気・立ちくらみなど

防災行政無線でお知らせ

市では、防災行政無線を使って「光化学スモッグ注意報」などの発令・解除を次のようにお知らせします。

注意報発令：「こちらは防災川越、川越市役所環境保全課です。ただいま埼玉県から光化学スモッグ注意報が発令されました。屋外での運動や外出はできるだけ控えましょう」

注意報解除：「こちらは防災

川越、川越市役所環境保全課です。埼玉県から発令されておりました光化学スモッグ注意報は、ただいま解除されました」

*光化学スモッグ注意報などの発令・解除については、環境保全課にお尋ねください。または、埼玉県青空再生課の電話・ファクス応答サービス（TEL・FAX 048-857-7100）で、「県南西部地区」の情報を確認してください。

- 外での激しい運動は避ける
- 目やのどが痛い場合は、洗眼やうがいをする
- 洗眼やうがいをしてもよくならない・呼吸困難やけいれんなどの症状があるときは、医師の診断を受ける
- 健康被害の症状が出た場合は、環境保全課または保健予防課へ連絡する

市では、地域の現状を踏まえた保健医療のあり方と、その実現のために「いきいき安心川越プラン（川越市保健医療計画）」を策定しました。

保健総務課・総合保健センター・公民館・図書館、市ホームページで閲覧できます。

問い合わせ：保健総務課 101
事業係：TEL 227-52715102

●大気中のアスベスト調査結果について

市では、市内3地点でアスベスト（石綿）の大気環境中の調査を実施しました。

各地点の調査結果は表のとおりです。大気汚染防止法における石綿製品製造工場の敷地境界基準と比較すると、十分低い値となっています。また、県の調査結果の「住宅地域」と比較しても、同程度か低い値となっています。今後は、大気常時監視測定局において、監視を継続実施していく予定です。

問い合わせ…環境保全課大気保全係・TEL内線2622

大気中のアスベスト調査結果

単位：本/リットル

調査地点	アスベスト濃度	参考基準
農業ふれあいセンター（伊佐沼）	0.10	10
石綿製品製造工場跡地（今福）	0.15	
石綿製品製造工場跡地（富士見町）	0.08	

調査期間…2月8日から2月10日(3日間の平均)

測定方法…環境省のアスベストモニタリングマニュアル改訂版（平成5年12月）および石綿に係る特定粉じん濃度の測定方法（平成12年12月、環境庁告示）に準拠

県の平成17年度調査結果

(県内20地点)

単位：本/リットル

調査地点	アスベスト濃度
住宅地域	0.11~0.33
道路沿線地域	0.25~0.41
その他の地域	0.14~0.29

*参考基準＝大気汚染防止法で石綿製品製造工場の敷地境界で遵守しなければならない基準。

●化学物質の排出量などの集計結果について

「化学物質排出把握管理促進法」および「埼玉県生活環境保全条例」により、一定規模以上の事業者は、人の健康や生態系に影響を及ぼすおそれのある化学物質について、環境中への排出量や廃棄物などとして事業所外へ移動する量および取扱量を毎年把握して、翌年度に届け出が必要になっています。

市では、昨年度に届け出のあった市内の化学物質の排出量など（平成16年度実績）について集計しましたので、その結果をお知らせします。

なお、集計結果の詳細につきましては、市ホームページまたは環境保全課（本庁舎5階）の窓口でご覧になれます。

問い合わせ…環境保全課大気保全係・TEL内線2623

平成16年度の化学物質の排出量・移動量等集計結果

単位：トン/年

	取扱量	排出量	移動量	排出量・移動量合計
川越市	48,013	569	258	827
埼玉県	768,304	14,899	9,963	24,862
全国	—	269,558	229,946	499,504

*平成15年度と比較すると、取扱量および移動量が増加し、排出量は減少しました。

取扱量…事業所で使用・製造などした化学物質の量

排出量…事業所から大気や公共用水域などの環境中へ、排出された化学物質の量

移動量…廃棄物や下水として事業所の外へ移動した化学物質の量

「いきいき安心川越プラン」を策定